

## 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

### 1 件名

横浜 I R（統合型リゾート）に関するアドバイザー業務委託

### 2 履行期限

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで。

### 3 業務の目的

横浜市では、平成 26 年度から特定複合観光施設等の基礎的な調査を始め、平成 30 年 7 月 20 日に特定複合観光施設（以下、I R という。）区域整備法、いわゆる「I R 整備法」が成立し、I R 整備法の内容や政府の考え方など日本型 I R に関する様々な情報が明らかになって以降、I R 整備法の整理・分析、横浜市における I R の事業性、I R を導入した場合の経済的、社会的効果や、想定される懸念事項などとその対応策等を把握し、横浜市において I R を導入する・しないを判断するための調査・分析を、事業者へのヒアリング等も行いながら、実施してきた。

この調査・分析の結果から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、横浜が抱える諸課題に有効な対応策となりうることを確認でき、また懸念事項対策についても、依存症の方を増やさないための制度など環境が整ってきたこと、今後市民への丁寧な説明を継続していくことで I R に対するご理解が深められるよう進めることなどを総合的に勘案し、横浜において I R を実現する必要があると判断した。

本業務は、市民への理解促進や競争力強化のため、さらなる精度を上げた専門的な調査分析を行うとともに、今後本市が国からの区域認定を受けるために必要な手続き（実施方針の策定、I R 事業者の公募・選定、区域整備計画の作成等）を一貫して、金融・財務面等の専門知識・ノウハウを活用し業務支援を行うものである。

### 4 業務内容

受託者は、別紙①「業務項目」についての調査・検討支援及び定期的な発注者との打合せ等を行い、適宜、報告書を作成すること。

### 5 契約代金額（概算）

委託者が支払う額（3 か年度）の上限は、217,000 千円（消費税及び地方消費税（合計 10%）

の額を含む。)とする。また、令和元年度から令和3年度の各年度の支払限度額は次のとおりとする。(契約期間及び業務項目等の変更(延長又は短縮)に伴い、支払年度を変更することがあるものとする。)  
 なお、具体的な業務項目については、別紙①「業務項目」参照のこと。

業務項目	委託上限額(税込)	支払年度
①第1段階業務(実施方針策定、募集要項作成までに必要な業務)	77,000千円	令和元年度
②第2段階業務(事業者選定までに必要な業務)	111,000千円※	令和2年度
③第3段階業務(区域認定申請までに必要な業務)	29,000千円※	令和3年度
合計	217,000千円	

※令和元年度9月補正において、令和2年度から令和3年度まで当該委託契約の締結に係る予算外義務負担限度額を140,000千円設定していますが、年度割については、それぞれの当初予算の横浜市議会での議決を経て決定されるものであり、上記年度割を保証するものではありません。

## 6 業務実施上の条件

(1) 本業務は、国におけるIR整備法の関連政省令・基本方針等の制定・公表時期やその内容、横浜市の議会及び政策決定の状況、その他予期せぬ状況等によって、その契約期間及び業務工程等を変更(延長又は短縮)、またこれに伴い委託料の支払時期等を変更する可能性があるため、応募者はこれを踏まえて本業務の企画提案を行うこと。

なお、委託者はこれに伴う補償は一切行わない。

(2) 業務実施にあたっては、円滑な業務の遂行・進捗が図られるよう委託者と連携を密にするとともに、契約期間及び業務工程等に変更(延長又は短縮)の必要が生じた場合は、委託者の求めに応じ柔軟に対応すること。

なお、委託者はこれに伴う補償は一切行わない。

## 7 成果品

- (1) 5部
- (2) 電子納品((1)の電子データ)
- (3) 業務過程において委託者が必要と認めるもの

## 8 業務実施体制

(1) 各担当者の配置条件

別紙②「各担当者の配置条件について」に基づき、適切に担当者等を配置すること。

(2) 担当者等の名簿、業務実施体制及び業務実施計画の提出

本業務における契約締結後速やかに、又は翌年度以降においては毎年度当初に速やかに、当該

年度の業務実施体制（本業務に従事するすべての担当者等の名簿含む）及び業務実施計画を書面で提出すること。

なお、業務実施体制や担当者等に変更がある場合は、事前に委託者と協議の上、原則として、変更の14日前までに、変更後の業務実施体制（本業務に従事するすべての担当者等の名簿を含む。）を書面で提出すること。

## 9 留意事項

### （1）本業務に係る委託者との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、定期的（月3回以上を目安とする。）に委託者と打合せを行うこと。

### （2）利益相反行為の制限等

受託者は、IRに関する本業務以外の事業（他自治体が発注する業務や民間事業者が発注する業務等）を受託する場合には、委託者の不利益となる行為は行ってはならない。受託者は本業務に関する契約締結までに、委託者と協議の上、本業務を実施する上での利益相反管理方針を策定し、その承認を受けること。利益相反管理方針には下記事項を記載すること。

ア 利益相反のおそれのある取引の類型

イ 主な取引例及び当該取引の特定のプロセス

ウ 利益相反管理の方法（利益相反のおそれのある取引の事前承認プロセスや適正な情報隔離遮断措置の方法等、委託者の利益保護を適正に確保するための具体的措置を含む。）

エ 利益相反管理体制

オ 利益相反管理の対象となる会社・人物等の範囲

なお、以下に示す制限は必須のものとする。

#### 【利益相反行為制限の必須条件】

以下の必須条件は受託者に対してはもとより、再委託先にも及ぶものとする。

- ① R F C等及びR F Pに応募する応募企業、応募グループの構成員となること。
- ② 本業務の担当チーム及び担当者が、事業者（R F C等及びR F Pへの応募有無を問わない）に対し、事業参入若しくは事業企画又はR F C等・R F P・区域認定等の関連手続に関して、助言業務その他コンサルティング業務を行うこと。
- ③ 本業務の総括責任者及び業務主任者【総括】が、R F Pにおいて横浜IR運営事業予定者が決定して以降、他の地方公共団体に対して、当該地方公共団体が実施するR F P及び区域認定手続きについて、助言業務その他コンサルティング業務を行うこと。

※ただし、再委託先が行う業務のうち、公表情報、既存事例及び客観的情報の調査・収集・分析業務（IR事業者の選定・審査過程に関わる場合を除く。）については、上記制限は

必須としません。

### (3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は業務従事後も当該業務に従事していたすべての従事者に遵守させること。また、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

### (4) 構成員の変更

共同企業体を結成している場合において、その構成員の追加、離脱その他の変更並びに代表者の変更を行う場合は、本市と協議を行い、本市の書面による承認を得ることとする。

### (5) その他

ア 調査・分析等にあたり、横浜市の依頼文書等が必要な場合には、受託者は案文を作成し、委託者と協議すること。依頼文書等の案文が外国語表記となる場合には、案文とともに、和文翻訳を作成し、委託者と協議すること。依頼文書等の作成等にかかる経費は受託者の負担とする。

イ 受託者は、写真、図表等を含めて報告書等の一切の記述について、知的財産権に係る紛争が生じないようにすること。報告書等に関して著作権使用料など知的財産権にかかる経費が発生する場合には、当該経費は受託者の負担とする。

ウ 本業務における計算の根拠、法令、資料の出典などは全て明確にしておくこと。

エ 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合がある。

## 10 個人情報の保護に関する特記事項

(1) 受託者がこの契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、速やかに「個人情報取扱特記事項」第 11 条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

## 11 電子計算機処理等の契約に関する特記事項

受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

## 12 その他

本業務説明資料に記載のない事項については、横浜市契約規則や別添委託契約約款による。ただし、本業務説明資料と別添委託契約約款の記載に齟齬がある場合は、本業務説明資料の記載を優先する。

また、疑義が生じた場合は委託者と受託者の間で協議するものとする。

業務項目			業務段階想定		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
大項目	中項目	小項目	実施方針の策定・事業者公募準備	事業者公募・選定	区域認定申請
1		横浜IRの競争力強化に向けた戦略検討			
		(1) IR市場（世界圏、アジア圏、国内等）の競争環境の調査・分析	●	●	●
		(2) IR市場の競争下における横浜IRの強み・弱みの分析	●	●	●
		(3) 横浜IRの競争力強化・事業効果最大化に向けた戦略に関する助言・検討支援	●	●	●
2		開発条件・事業実施条件の検討支援			
		(1) 中核施設等（カジノ施設、MICE施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設等）の導入機能要件の検討支援	●	●	●
		① 必須導入機能、規模、要求水準等の検討・整理 ・導入機能要件を設定する項目及びその方向性等の検討・整理（必要となる基礎調査含む） ・事業者を求める具体的な条件・要求水準（施設機能・種別・規模・担うべき役割・運営条件等）の検討・構築			
		② MICE機能の検討・整理 ・MICE施設の種別・規模に応じた需要予測（開催規模、回数、国内・国外集客見込数等） ・MICEの機能強化に関する需要調査（ニーズ調査） ・MICE機能強化を実現する上で必要となる指標 ・IRにおいてMICE機能が担うべき役割やあり方の検討 ・導入機能要件を設定する項目及びその方向性等の検討・整理 ・事業者を求める具体的な条件・要求水準（施設機能・種別・規模・担うべき役割・運営条件等）の検討・構築			
		(2) 運営条件・水準等の検討支援	●	●	●
		① IR及び各施設・機能の運営条件・要求水準の検討・構築			
		② 社会的影響対策プログラム条件・要求水準の検討・構築に関する検討（ギャンブル依存症対策（入場規制・ゲーミング規制への最先端技術の活用含む）、青少年保護、治安・資金洗浄対策等）			
		③ 雇用環境整備の条件・要求水準の検討・構築（人材育成・従業員研修プログラム・大学との連携・人手の確保手段等）			
		④ 観光振興施策プログラム条件・要求水準の検討・構築			
		⑤ 地域貢献・地域経済活性化に関する検討 ・海外事例の調査・分析 ・事業者を求める地域貢献・地域経済活性化への寄与のあり方に関する検討・整理 ・事業スキームの検討・整理 ・事業者を求めるプログラム条件・要求水準、実施枠組等の検討・構築			
		⑥ テロ・事件・事故・災害等が発生した場合の危機管理対策（外国人旅行者等への的確な情報伝達含む）及び防災対策（防災組織、帰宅困難者対策、避難支援、備蓄等）プログラム条件・要求水準の検討・構築			
		(3) 広域観光連携に関する検討支援	●	●	●
		① 広域観光連携のあり方の検討（需要把握等の基礎調査、連携可能性、連携方策、課題等）			
		② 広域観光連携の具体方策の検討			
		③ 事業者を求める条件・要求水準の検討・構築			
		(4) IR立地による効果に関する検討支援	●	●	●
		① IR立地によって期待する効果について、その項目・指標・指標設定の方法等を検討・整理			
		② 具体的な効果指標や実現性を担保するうえで事業者を求める条件等の検討・構築			
3		応募条件・事業枠組等の検討支援			
		(1) 応募者の枠組条件（出資比率制限・構成員変更等）の検討支援	●	●	
		(2) 応募者に求める資格・実績条件の検討支援	●	●	
		(3) 資金調達条件の検討支援	●	●	
		① 資金調達の確実性の確認方法や資金調達条件の検討・整理			
		② 公募における資金調達条件（自己資本比率、EBITDA倍率等）の検討支援			
		(4) 事業リスクの検討・分析	●	●	●
		① 各段階（事業者選定、区域認定、契約締結、開発、運営、短期・中期・長期等）におけるキーリスクの抽出・分析			
		② リスクマネジメント手法、リスク回避・紛争防止方法等の検討			
		(5) 履行担保方策（契約、保証金、違約金、損害賠償、保険付保、親会社の保証等）の検討支援	●	●	●
4		契約条件の検討支援			
		(1) 海外IR関連契約規定の分析	●	●	●
		(2) 契約スキームの検討・整理	●	●	●
		(3) 実施協定・各種契約書の基本構成の検討・整理	●	●	●
		(4) 実施協定の規定内容等の検討支援	●	●	●
		① 重要項目の抽出及びその規定方針等の検討・整理			
		② 実施協定の規定内容等の検討・整理			
		(5) 土地契約条件の検討支援	●	●	●
		① 基本条件（事業対象エリア等）の検討・整理			
		② 土地価格評価の前提条件の検討・整理（鑑定・土地価格調査は含まない）			
		③ 土地契約条件の検討・整理 ・必要となる契約項目の抽出やその考え方 ・特約事項（譲渡・転貸制限、用途制限、違約事項等） ・土地代等の支払方法 ・契約期間、賃料、一時金、将来的な賃料増減等の考え方（賃貸の場合） ・契約期間終了後の取扱			
		④ 契約手続の検討・整理 ・IR関係手続等を踏まえた、契約締結の時期・プロセス等 ・鑑定・土地価格調査の時期・プロセス等			
		⑤ 不動産鑑定士からの専門的助言を得られる体制を構築すること			
		(6) その他契約条件等の検討支援	●	●	●
		① 事業者公募に際して締結が必要となる契約（秘密保持契約等）及びその契約条件の検討			
		② 金融機関との直接協定の締結要否、コミットメントレターの必要性の要否、その内容等の検討			
		③ その他必要となる契約の契約条件等の検討			
		(7) 各種契約の締結プロセスの検討支援	●	●	●
		① 各種契約の締結プロセスのあり方の検討			
		② 各種契約の具体的な締結プロセスの検討支援			
5		公募プロセス等の検討支援			
		(1) 事業者公募・選定のあり方の検討支援	●	●	
		① 海外IR事例・国内参考事例の調査・分析			
		② 公募ステップ、選定プロセスの検討・整理			
		③ 公平性・透明性や市民理解の促進等、I R事業の特性を踏まえた、適切かつ効果的な公募・選定のあり方の検討			
		④ 選定体制の検討 ・海外IR事例・国内参考事例の調査 ・選定体制（選定委員の構成、専門部会の設置等）のあり方の検討			

	・具体的な選定体制の検討・構築支援 ⑤ 自治体による適格性審査のあり方の検討・整理			
	(2) 審査基準・評価方法等の検討・整理	●	●	
6	IR事業における官民パートナーシップのあり方等の検討・整理			
	(1) IR事業における自治体・事業者の役割分担・パートナーシップのあり方等の検討・整理	●	●	●
	(2) 区域整備計画の策定・地域の合意形成にあたっての官民の役割分担等の検討・整理	●	●	●
	(3) 事業者を求める具体条件等の検討・整理	●	●	●
7	事業性の検討・分析			
	(1) IR事業の収支構造・ビジネスモデルの検討	●	●	
	(2) モデルプランの作成	●	●	
	(3) ゲーミングレベニューの試算	●	●	
	(4) 投資判断に影響する各種パラメータの感度分析	●	●	
	(5) 最低投資額・再投資条件等の検討	●	●	
	(6) 必要に応じて市場調査・民間事業者へのヒアリングを実施	●	●	
8	市財政への影響分析			
	(1) 税収、納付金・入場料収入、関連支出等の試算・分析	●	●	●
	(2) 事業者の監督・モニタリング・事業評価等に必要となる経費の試算	●	●	●
9	市場調査・RFCの実施支援			
	(1) 市場調査・RFCの提示条件、提案項目、対話項目等の検討・整理	●		
	(2) 市場調査・RFC資料の作成	●		
	(3) 調査結果・提案内容のとりまとめ・分析等	●	●	
	(4) 民間事業者との対話支援	●		
10	実施方針の作成・公表支援			
	(1) 実施方針の検討・作成	●	●	
	(2) 実施方針等の公表（民間事業者からの意見徴取等含む）に係る支援	●	●	
11	RFP実施支援			
	(1) 公募資料（募集要項、事業条件書、審査基準書、その他必要書類等）の作成	●	●	
	(2) 公募手続支援		●	
	(3) 事業者選定支援（提案内容の分析・評価支援、事業者の財務評価・適格性審査支援等）		●	
	(4) 民間事業者のデューデリジェンス（実態調査） ※調査対象はRFP応募者を想定		●	
	① 諸外国でのIR事業等実施状況、経営実態及び新規投資動向等の調査・分析			
	② 情報収集可能な範囲での違法行為の有無の調査			
	③ 事業実施に課題となる制約事項や契約で遮断すべきリスクの抽出と対応策の検討			
	(5) 事業者との対話支援		●	
	(6) 審査委員会等各種会議の開催支援	●	●	
12	契約交渉等支援			
	(1) 事業予定者との基本協定・仮契約等の締結支援		●	●
	(2) 区域認定申請（区域整備計画の作成、地域の合意形成等）に向けた事業者との協議・調整支援		●	●
13	各会議の運営支援			
	(1) 各会議の運営支援	●	●	●
	① 各会議に向けた情報収集			
	② 各会議に関わる資料作成			
	③ 会場設営			
	④ 会議運営補助			
	⑤ 会議結果のとりまとめ			
14	モニタリング計画及び事業評価計画の策定支援			
	(1) モニタリング・事業評価のあり方の検討	●	●	●
	① 海外事例等の調査・分析（日本語翻訳含む）			
	② 評価指標の設定目的、設定方法等の検討			
	③ モニタリング指標の定義策定に向けた予備調査			
	(2) 事業監督の方針案及びモニタリング計画書案の作成	●	●	●
	(3) 事業評価計画案（評価指標・基準、手順書等）の作成	●	●	●
15	通訳・翻訳業務			
	(1) 事業者との対話・協議・契約交渉等における通訳業務（英語）	●	●	●
	(2) 海外事例分析・RFC・実施指針作成・RFP・契約交渉等に係る各種資料等の翻訳業務（英語）	●	●	●
16	市民・関係者の理解促進に向けた方策検討・実施			
		●	●	●
17	プロジェクトマネジメント			
		●	●	●
18	中間報告書（第1段階業務のとりまとめ）			
		●		
19	中間報告書②（第2段階業務のとりまとめ）			
			●	
20	最終報告書			
				●
	合計（税抜）			
	消費税等（10%）			
	合計（税込）			

## 各担当者の配置条件について

### 1 各担当者の配置条件

各業務の遂行に必要となる金融・財務等の専門知識を有する担当者等を適切に配置すること。

なお、本条件は最低限の配置条件であり、必要に応じて適切な担当者等の配置を追加提案すること。

#### (1) 配置すべき担当者等の種類

総括責任者、業務主任者【総括】及び(2)に示す専門分野ごとの業務主任者を各1名配置すること。また、(2)に示す専門分野ごとに、担当者を1名以上配置すること。

なお、それぞれについて兼任は認めない。

#### ア 総括責任者

本業務全体を統括する責任者である。

#### イ 業務主任者【総括】

I R制度設計の内容やI R特有の課題・考慮事項等を踏まえ、各専門分野の業務を統括的に管理・調整するとともに、本業務全体の企画推進、進行管理及び品質管理を行う者であり、発注者との定例的な打合せに毎回出席する者であり、別添委託契約約款における現場責任者をいう。

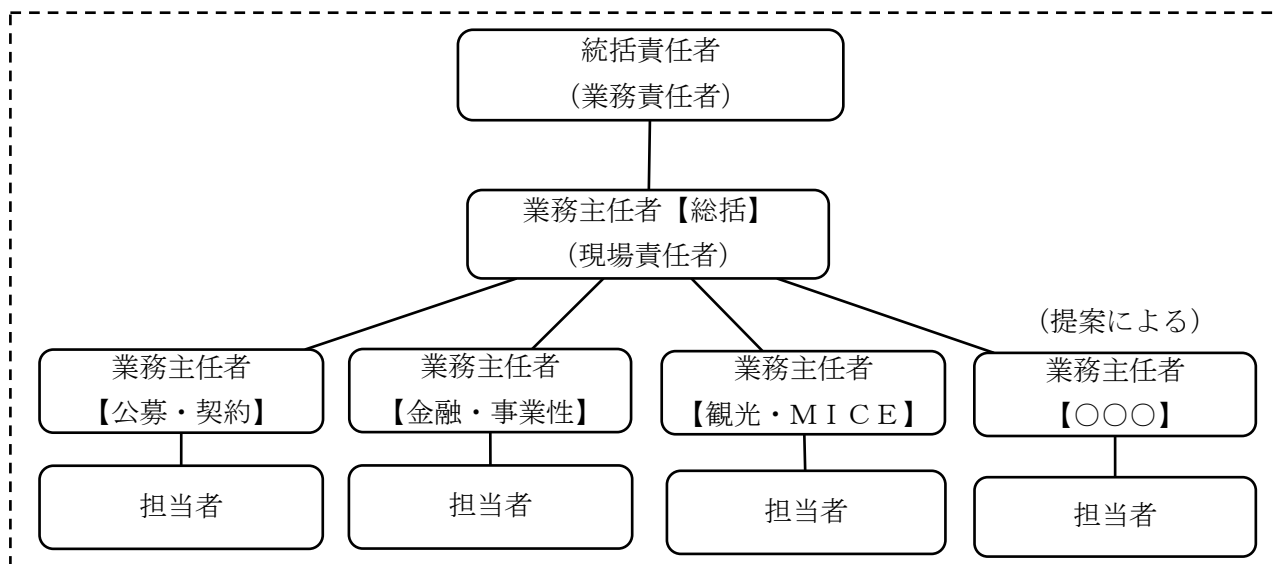
#### ウ 業務主任者【各専門分野】

総括責任者及び業務主任者【総括】の下で、担当専門分野の業務について企画推進し、担当専門分野について発注者との定例的な打合せに毎回出席する者をいう。

#### エ 担当者

業務主任者【各専門分野】の下で、調査・検討・資料作成作業等について業務主任者を支援又は補助する者をいう。

#### 【参考（担当者等の配置イメージ）】





## (2) 個別に業務主任者を配置する専門分野

専門分野	主に担当する業務内容（別紙①「業務項目」参照）
公募・契約	3 応募条件・事業枠組等の検討支援 4 契約条件の検討支援 5 公募プロセス等の検討支援 6 I Rにおける官民パートナーシップのあり方等の検討・整理 10 実施方針の作成・公表支援 11 R F P実施支援 12 契約交渉等支援
金融・事業性	1 横浜 I Rの競争力強化に向けた戦略検討 2 開発条件・事業実施条件の検討支援 7 事業性の検討・分析 8 市財政への影響分析
観光・M I C E	1 横浜 I Rの競争力強化に向けた戦略検討 2 開発条件・事業実施条件の検討支援

## (3) その他

ア 本業務に必要となる公認会計士の有資格専門家を、担当者等として1名以上配置できること。

イ 必要に応じて弁護士、税理士及び不動産鑑定士からの助言を受けられるよう、有資格専門家からの協力体制を構築すること。

ウ 必要に応じて各種専門家（特に観光分野の専門家及びM I C E施設等の中核施設の運営実績のある専門家、等）からの助言を受けられるよう、協力体制を構築すること。

## 2 担当者等の資格・実績要件

## (1) 統括責任者

以下いずれかの実績を有すること。

ア 平成 26 年度以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注した I R（統合型リゾート）事業に関する調査・検討等業務について、統括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。

イ 平成 26 年度以降、P F I 法第 5 条の規定に基づき実施方針が公表された事業のアドバイザー業務若しくは、これと同種又は類似業務について、業務全体の企画推進者としての業務内容の最重要部分を担い、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。

## (2) 業務主任者【総括】

以下いずれかの実績を有すること。

ア 平成 26 年度以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注した I R（統合型リポート）事業に関する調査・検討等業務について、統括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。

イ 平成 26 年度以降、P F I 法第 5 条の規定に基づき実施方針が公表された事業のアドバイザー業務若しくは、これと同種又は類似業務について、業務全体の企画推進者として業務内容の最重要部分を担い、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。

(3) 【公募・契約】

ア 業務主任者は以下いずれかの実績を有すること。

(ア) 平成 26 年度以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注した I R（統合型リポート）事業に関する調査・検討等業務の履行実績。

(イ) 平成 26 年度以降、P F I 法第 5 条の規定に基づき実施方針が公表された事業のアドバイザー業務若しくは、これと同種又は類似業務の履行実績。

イ 業務主任者又は担当者いずれかに、クロスボーダー取引に関する実務経験を有する者を 1 名以上配置すること。

(4) 【金融・事業性】

業務主任者又は担当者のいずれかに、平成 26 年度以降で、国際的な投資案件に関して事業戦略又はファイナンス分野に関するコンサルティング業務の履行実績がある者を 1 名以上配置すること。

(5) その他

総括責任者又は業務主任者のいずれかに、平成 26 年度以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注した I R（統合型リポート）事業に関する調査・検討等業務について履行実績を有する者を 1 名以上配置すること。

## 委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を含める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかきがあり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。

この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。  
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の 委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
  - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
  - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

#### （一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

#### （第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

#### （契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、



受託者に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、委託者は、当該修補を求めることができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。
- 4 委託者は、契約の履行の目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、委託者がその滅失又はき損の事実を知った日から6箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第35条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、年5パーセントを乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。
- 3 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第35条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(委託者の解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期

間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにな  
いと認められるとき。

- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又  
は認可等を失ったとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その  
違反によりこの契約の目的を達することができないと認  
められるとき。
- (6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められ  
る相当の理由があるとき。
- (7) 第38条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申  
し出たとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第36条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、  
受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約  
金として委託者の指定する期間内に支払わなければなら  
ない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期  
継続契約においては、この条における契約代金額を、  
契約代金の総額と読み替える。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責  
めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行  
不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項  
第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定  
による破産手続開始の決定があった場合において、同  
法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）  
の規定による更生手続開始の決定があった場合におい  
て、同法の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）  
の規定による再生手続開始の決定があった場合におい  
て、同法の規定により選任された再生債務者等

第36条の3 委託者は、この契約に関して、受託者が第35条  
の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することが  
できる。

第36条の4 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又  
は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当する  
ときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第  
51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条  
第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、  
条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力  
団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力  
団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員  
等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第  
75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実が

あるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、  
原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方  
が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知り  
ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号の  
いずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料  
の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第  
3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対  
して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつ  
たとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は  
その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用  
する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合に  
おいては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する  
額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなけ  
ればならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく  
長期継続契約においては、この条における契約代金額を、  
契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるとき  
は、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

第37条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第36条、  
第36条の3及び前条第1項に規定する場合のほか、必要が  
あるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したこと  
により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しな  
なければならない。

(受託者の解除権)

第38条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、  
この契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金  
額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の  
増減は含まない。）したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間  
の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、  
6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部  
のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行  
が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除され  
ないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契  
約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に  
おいて、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請  
求することができる。

(解除に伴う措置)

第39条 委託者は、第36条から第38条までの規定によりこの  
契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分

を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第36条、第36条の3及び第36条の4の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額

(2) 解除が前2条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第36条、第36条の2及び第36条の3の規定に基づくとき。 委託者が定める。

(2) 解除が前2条の規定に基づくとき。 受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。  
(暴力団等からの不当介入の排除)

第40条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第41条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第42条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は

内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第35条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第43条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とは協議して定める。